

			委員長	事務局長
分類	保存期間	文書番号		
1種	永年	41		

総務常任委員会記録

日時	令和元年6月18日(火)	開会 閉会	午前10時2分 午前11時20分	会場	第1委員会室
出席者	委員長 松田 健 委員 吉野 寛招 委員 高橋 祐平 委員 豊島美代子	副委員長 土居 信一 委員 大崎 稔 委員 宮田 志野 委員 大崎 宏明			
市側出席者	副市長(横島 浩治) 総務課長(梅原健一郎) 企画政策課長(國澤 豊) 元気創造課長(西森 茂幸) 地震・防災課長(岡本 憲仁)	会計管理者兼会計課長(中谷 卓也) 地方創生振興監(椿原 信雄) プロジェクト推進室長(奥田 史雄) 人権交流センター所長(久万 敏幸) 税務課長(北川 幸一)	【事務局】局長:小野 昌司 次長 池田 知佐子		
欠席者				記録者	池田 知佐子

議 題

(1) 市議案について

市議案第 2号 専決処分の承認について

原案承認

市議案第 7号 専決処分の承認について《分割》

原案承認

市議案第 9号 令和元年度須崎市一般会計補正予算(第1号)について《分割》

原案可決

(2) 請願・陳情について

陳情第 6号 日米地位協定の抜本改定を求める意見書の陳情書

採 択

陳情第 7号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書

採 択

陳情第11号 「地方財政の充実・強化を求める意見書」採択を求める陳情

採 択

陳情第12号 「脱原発社会の実現を求める意見書」採択を求める陳情

採 択

(3) その他

総務常任委員会記録《令和元年6月18日》

○午前10時 2分 開議

~~~~~

○松田委員長＝皆さん、おはようございます。

ただいまより総務委員会を開議いたします。

議事に入る前に、議事の進行に当たりましては、挙手により委員長の許可を得てから発言をお願いいたします。

これより議事に入ります。

今議会、総務委員会に付託されました議案の審査を行います。

市議案第2号 専決処分の承認について

○松田委員長＝まず、市議案第2号専決処分の承認についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。税務課長。

○北川税務課長＝皆さん、おはようございます。

それでは、市議案第2号専決処分の承認についてを御説明いたします。

議案書4ページから17ページでございます。

この議案は、地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号）等が、平成31年3月29日に公布されたことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分させていただきましたので、同条第3項の規定により御報告申し上げますとともに、御承認をお願いするものでございます。

改正の概要は、住宅ローン控除の拡充、市町村等に対する寄附金に係る寄附金税額控除、いわゆるふるさと納税制度の見直し、子どもの貧困に対応するための個人住民税の非課税措置、軽自動車税のグリーン化特例及び環境性能割の見直し、大法人の電子申告義務化に伴う規定の見直しなどのほか、改正に伴う規定の明確化や条ずれ、項ずれの措置、字句の所要の整理を行うものでございます。

それでは、条を追って御説明いたします。議案書6ページをお開きください。

まず、第1条の改正内容について、御説明いたします。

第34条の7の改正は、ふるさと納税制度の見直しに伴う改正でございます。附則第7条の3の2の改正は、住宅借入金特別控除について、適用期間を2年間拡充するとともに、申告要件を廃止するものでございます。附則第7条の4、附則第9条、附則第9条の2の改正は、ふるさと納税制度の見直しに伴う項ずれ、字句の修正、字句の整理でございます。下から10行目から、7ページの13行目までの附

則第10条の2の改正は地方税法の改正に伴う、項ずれ等の修正でございます。

議案書7ページ14行目から附則第10条の3の改正は、高規格堤防の整備に伴う建てかえ家屋に係る固定資産税の減額措置の規定を第6項として追加し、それに伴う項ずれ等を修正するものでございます。

議案書7ページ下から5行目から、9ページの2行目までは、附則第10条の4として、平成28年熊本地震に係る固定資産税特例の適用についての規定を追加するものでございます。

議案書9ページ3行目から、同ページ下から2行目までの附則第16条及び附則第16条の2の改正は、軽自動車税のグリーン化特例について3段階で改正するもので、まず、重課を平成31年度に限定し、平成29年度分の軽課を削除するものでございます。議案書9ページ最終行から、10ページの3行目まで、附則第22条の改正は、法改正に伴う字句の整理等を行うものでございます。

次に、第2条の改正内容について、御説明いたします。

第36条の2の改正は、申告書記載事項の簡素化のため、第7項以下を繰り下げ、第6項の次に1項を追加するものでございます。

第36条の3の2の改正は給与所得者の、続く第36条の3の3の改正は公的年金等受給者の市民税扶養親族申告書について、それぞれ子どもの貧困対策として、非課税対象に単身児童扶養者が追加されたことに伴う所要の改正でございます。

第36条の4の改正は、第36条の2の改正に伴う規定の整備でございます。

議案書10ページ下から8行目から、11ページの12行目まで、附則第15条の2に3項を追加する改正は、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例を新設するものでございます。13行目からの附則第15条の2の前に、新たに1条を加える改正及び附則第15条の6に1項を追加する改正は、軽自動車取得時の負担感を緩和するため、環境性能割を1%軽減するものでございます。24行目から議案書12ページ、下から9行目まで、附則第16条の改正及び3項の追加は、軽自動車税の重課の規定の整備及び、平成32、33年度分の軽課の新設を行うものでございます。議案書12ページ下から8行目から、13ページ9行目までの附則第16条の2の改正は、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例について新たに規定するものでございます。

続いて、第3条の改正内容について御説明いたします。

第24条の改正は子どもの貧困対策として、非課税対象に単身児童扶養者を追加するものでございます。附則第16条及び附則第16条の2の改正は、平成34、35年度分の軽自動車税の軽課対象、電気軽自動車等に限った上で新設するものでございます。

第4条の改正は、須崎市税条例等の一部を改正する条例（平成28年須崎市条例第18号）のうち、軽自動車税に関する部分を今回の法律改正により改正するもの

でございます。

議案書13ページ最終行から、14ページまでの第5条の改正は、須崎市税条例等の一部を改正する条例（平成30年須崎市条例第15号）のうち、大法人の電子申告について、災害等で電子申告できない場合の規定を追加するものでございます。なお、附則といたしまして、第1条で施行期日をそれぞれ、平成31年4月1日、6月1日、10月1日、平成32年1月1日、平成33年4月1日と規定し、第2条から第4条で市民税に関する経過措置を、第5条で固定資産税に関する経過措置を、第6条から第8条で軽自動車税に関する経過措置を規定しております。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○松田委員長＝以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

豊島さん。

○豊島委員＝そのたくさんの税に関するのですが、個人に関わるもの、行政に関わるものがあると思いますけれども、こういったことによって、須崎市の税収というふうなことについて、何か金額的なものってというのはどういうふうに言われていますか。

○松田委員長＝税務課長。

○北川税務課長＝この税制改正に伴う、須崎市の税収の見込みについては、多岐にわたることもありますし、制度が始まってみないとわからない部分もありますので、今のところちょっと推計はしておりませんので、ちょっと現時点ではわかりかねます。

○松田委員長＝ほかにありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○松田委員長＝ないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松田委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認をすべきものと決しました。

市議案第7号 専決処分の承認について《分割》

○松田委員長＝続きまして、市議案第7号専決処分の承認についてのうち、当委員会付託分を議題といたします。

執行部の説明を求めます。総務課長。

○梅原総務課長＝改めまして、おはようございます。

それでは、議案書27ページ、市議案第7号専決処分の承認についてにつきまして、御説明申し上げます。

初めに、本議案は平成30年度須崎市一般会計補正予算（第8号）を地方自治法第179条第1項の規定に基づきまして、専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により御報告申し上げますとともに、承認をお願いするものでございます。

それでは、総務課所管分につきまして御説明いたします。

初めに、歳出でございますが、別冊補正予算書18ページでございます。第2款総務費第1項総務管理費第1目一般管理費、職員人件費更正につきましては、定年以外の普通退職者の増加に伴う退職手当2,677万2,000円の増額であります。臨時職員雇用経費450万円及び職員研修費100万円の更正減につきましては、それぞれ経費及び事業費の確定によるものでございます。

続きまして、20ページ。第2款総務費第4項選挙費第3目市議会議員選挙費の市議会議員選挙費更正減につきましては、決算見込みで100万円の減額補正でございます。

続きまして、28ページ。第12款公債費第1項公債費第2目利子につきましては、長期債償還利子を3,135万6,000円、一時借入金利子を100万円、それぞれ減額更正いたしております。利子につきましては、借り入れ利息が当初見込みより低額であったことによるものでございます。

次に、6ページにお戻りいただきまして、第3表地方債補正でございますが、事業費の確定等によりまして、公共事業等から退職手当債までの計6事業、2億930万円減額補正により、総額を21億662万円といたしております。

以上です。

○松田委員長＝元気創造課長。

○西森元気創造課長＝引き続きまして、元気創造課所管分について御説明申し上げます。

補正予算書の18ページ、第2款総務費第1項総務管理費第6目企画費からになります。説明欄の一番上ですけれども、まち全域がサービスエリア構想推進事業費につきましては、平成30年度には利用申請案件がございませんで、予算額の全額100万円を減額更正したものであります。

次に、すさきがすきさ応援事業費の2,356万5,000円と、すさきがすきさ応援基金積立金1億5,870万円の減額につきましては、寄附金額の確定により、それぞれ更正を行うものでございます。

続きまして、集落支援員配置事業費30万円の減額につきましては、安和集落活動センターの公用車について、新規にリースで借り上げる予定をしておりましたところ、市が従前より所有しておりました車両を活用することに変更をしたことに伴

う減額更正でございます。

次に、地域おこし協力隊費90万円の減額は、協力隊員の雇用開始時期の変更に伴う更正。地域おこし協力隊活動費146万6,000円の減額につきましては、決算見込みに基づく更正でございます。

19ページへ移りまして、海外展開事業費290万円は、事業費確定に伴う更正減。すさきまちなか学舎運営費10万円については、決算見込みに基づく更正減でございます。

続きまして、24ページに移ります。第7款商工費第1項商工費第3目観光費のうち、観光費100万円につきましては、高知県遊漁船業等振興事業費補助金の活用を予定されていた事業者が、実施時期を変更することとなったため、平成30年度は一旦不要になったことによる減額更正となっております。また、国際交流員招致事業費90万円の減額につきましては、国際交流員の雇用開始時期が年度途中からとなり、当初に計画していた海外行事への参加を中止した結果によるものでございます。

以上です。

○松田委員長＝企画政策課長。

○國澤企画政策課長＝市議案第7号専決処分の承認について、企画政策課所管分について御説明をいたします。

補正予算書18ページでございます。第2款総務費第1項総務管理費第6目企画費の中ほどでございますけれども、すさきがすきさ産業振興推進総合支援事業費更正減は、決算見込みにより35万1,000円の減額となっております。ゆめのあるまちづくり応援事業費につきましても、決算見込みで560万円の減額更正となっております。次に、すさきがすきさ奨学金返還支援事業費195万7,000円につきましても、決算見込みによる減額更正となっております。

続きまして、19ページ。第7目情報管理費、情報管理費更正減196万6,000円につきましては、新教育ネットシステム移行に伴う設定変更等の作業が平成30年度では不要となったことから、減額更正となっております。

以上でございます。

○松田委員長＝プロジェクト推進室長。

○奥田プロジェクト推進室長＝それでは、プロジェクト推進室所管分について御説明申し上げます。

別冊補正予算書の18ページ、第2款総務費第1項総務管理費第6目企画費の説明欄の一番最終段の東京オリンピック・パラリンピック合宿誘致関連事業費更正減142万7,000円でございますが、これは海外選手、あるいは国内合宿モニター事業の委託料の減が35万円。それから、トレーニングルーム、新艇庫の工事請負費で100万円の減。それから、ホストタウン事業で土佐町、本山町、須崎市の

3市町で取り組んでいるホストタウン事業の分担金が減額となったための減額補正になってございます。

次に、19ページの説明欄3行目の中心市街地公共施設整備事業費更正減134万7,000円。これは、中心市街地公共施設の用地費の購入にかかります利子分が予算額より少額になったための減額更正となっております。

以上でございます。

○松田委員長＝税務課長。

○北川税務課長＝それでは、税務課分について御説明いたします。

補正予算書の19ページ、一番下の端の欄でございます。第2款総務費第2項徴税費第2目賦課徴収費180万円の更正減につきましては、租税債権管理機構負担金の決算見込みによる更正減となっております。

以上でございます。

○松田委員長＝地震・防災課長。

○岡本地震・防災課長＝地震・防災課分でございます。

同じく19ページでございます。第12目防災対策費、防災対策費更正100万円。本年3月末に、防災対策のため指定寄附をいただいたものでございます。地域防災体制整備支援事業費更正減31万6,000円。家具転倒防止金具取り付けの委託料で、決算見込みによる減額でございます。建築物耐震対策緊急促進事業費更正減600万円。県が指定しております緊急輸送路の沿道建築物の耐震設計補助金で、決算見込みによる減額でございます。津波避難施設建設事業費更正減1,527万9,000円。南古市町避難施設避難棟の整備費でございまして、事業費確定による減額でございます。

6ページに戻っていただきたいと思っております。第2表繰越明許費補正、追加でございます。翌年度への繰り越しが必要となったことからお願いするものでございます。第2款総務費第1項総務管理費、防災対策費100万円。先ほど御説明しました本年3月、防災対策のため指定寄附いただいたものでございます。都市防災総合推進事業費240万円。避難所の備品を整備するものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○松田委員長＝以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

大崎宏明さん。

○大崎（宏）委員＝元気創造課長にお伺いします。18ページですけど、まち全域がサービスエリア構想推進事業費、SATの補助金ですかね。前にも議題上がってますけど、設立とかいろんな新しいこと、新規事業については、この補助金がありましたけど、やはり継続するために、各団体これをもとにいろんな事業を各地域で展開しておりますが、やはり継続していく上でも、新しい消耗品とか、いろんな費用

が要るようになってきますので、新設とは言わず、また継続してできるところに出せるような仕組みづくりは、前にも言わせてもらいましたが、今回検討しておりますか。今回この補助金の利用がゼロということですけど、御説明をお願いします。

○松田委員長＝元気創造課長。

○西森元気創造課長＝御指摘をいただきましたのは、使い勝手がやや悪い。2回目を利用できないというような補助要綱にこれまでなっておりましたが、先月でしたか、補助要綱の改正を行いまして、2年続けての補助は控えていただくようにしておりますが、1年利用して、翌年1年あけていただいて、その次の年には再度利用していただけるような要綱といたしております。せっかく準備しておる補助金なので、できるだけ有効に使っていただきたいというふうに思っております。

○松田委員長＝ほかにありませんか。

豊島さん。

○豊島委員＝19ページの建築物耐震対策緊急補助金事業費更正減600万円については、これはどういうことですかね。具体的にいうと、もう少しその要望はあったんじゃないかなと思うんですけども、その減額にはなっていますが、申請とこの予算との関係はどんなになるのでしょうか。

○松田委員長＝地震・防災課長。

○岡本地震・防災課長＝具体的に申しますと、須崎土木事務所のある第2総合庁舎からフジへ行く道の沿道にある大きな建物を耐震したいということで、県から指定されております。その中で、予算は1,000万円ぐらいいただいていたんですが、申請がございましたのが、1件手を挙げていただきまして、その部分はやりました。後は、まだ県とともにやりませんかというお知らせはしているんですが、なかなか自己負担が6分の1いることから、二の足を踏まれているという状況でございます。

○松田委員長＝ほかにありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○松田委員長＝ないようですので、採決に移ります。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松田委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認すべきものと決しました。

市議案第9号 令和元年度須崎市一般会計補正予算（第1号）について《分割》

○松田委員長＝続きまして、市議案第9号令和元年度須崎市一般会計補正予算（第1

号) についてのうち、当委員会付託分を議題といたします。

執行部の説明を求めます。総務課長。

- 梅原総務課長＝議案書29ページの市議案第9号令和元年度須崎市一般会計補正予算(第1号)につきまして、総務課所管分を御説明いたします。

別冊補正予算書の4ページでございます。

第3表地方債補正でございますが、公共事業等190万円を減額し、辺地対策事業を2,420万円、過疎対策事業を780万円それぞれ増額し、合わせて3,010万円の増額となり、総額17億1,580万円に限度を引き上げるものでございます。

以上でございます。

- 松田委員長＝プロジェクト推進室長。

- 奥田プロジェクト推進室長＝それでは、プロジェクト推進室所管分について御説明します。

別冊補正予算書の9ページでございます。

第2款総務費第1項総務管理費第6目企画費のうち、説明欄によりまして御説明を申し上げます。

東京オリンピック・パラリンピック合宿誘致関連事業費更正、2,000万円の補正でございますが、これは坂内カヌー場に500メートル9レーンを整備するものでございまして、この事業に関しましては、須崎市海洋スポーツパーク構想に基づく事業によって、実施をするものでございます。そこで、この500メートルのカヌーレーンが整備された後の活用方法についてでございますが、現在坂内カヌー場では、高校生のクラブ活動が行われておりまして、その日常の高校生のクラブ活動の練習場として活用する。あるいは、子供たちのカヌークラブが誕生しておりまして、そのカヌークラブの練習場所として活用するということと同時に、県内高校生の強化トレーニングや、国内の高校・大学・カヌー競技団体の合宿を誘致するための環境整備を図っていくということで、整備を行うものでございます。

この整備によりまして、国内では有数のカヌー練習場となるというふうに認識をしております。それからまた、小学生のカヌー全国大会の誘致、あるいは全国中学生カヌースプリント大会の誘致を図りまして、須崎市及び高知県におけるカヌー競技の競技力の向上や、交流人口の増加による地域活性化を目指すものでございます。

次に、高台整備事業費1,958万円について御説明を申し上げます。この高台整備事業に関しまして、須崎市ではこれまで個別企業に対する意識調査を実施するとともに、平成30年度には高台の宅地開発に関する市内事業者のヒアリング調査を実施し、ニーズの調査等を行ってまいりました。それから、国の補助事業を活用いたしまして、須崎市における高台整備のうち、活性化のための整備基盤検討調査を行ってまいりました。

この基盤整備検討調査でございますが、これは事業者や市民等のヒアリングを行いまして、須崎市における高台開発事業の実効性及び官民連携事業の導入可能性調査として実施をしたものでございまして、実施に当たりまして、官民連携に最適な事業範囲及び事業手法の検討、事業スキームの実現可能性の視点からの検討、整備適地候補地の選定、導入等の検討、あるいは官民連携手法を活用した場合の概算効果の試算、概算事業費の試算、整備事業推進に当たり、基本方針や概略スケジュール、今後の展望と課題について検討をしてまいりましたものでございます。

これら一連の調査によりまして、高台の住宅整備のニーズが明らかになったことや、災害拠点病院の高台移転の必要性、そして従前から要望がございました市内製造業者の移転希望の課題に対する対応が必要であること。それから、官民連携手法を採用した場合の事業費の圧縮効果が認められること。それから、市内業者の育成及び経済面の効果などから、引き続き高台整備の推進に向け、具体的な調査・検討に取り組んでいくこととしたものでございまして、今回高台整備の推進に向けて一歩を踏み出すために、本補正予算として調査事業費1,958万円を計上をさせていただきます。

調査事業の内容でございますが、まず実施方針の設定に向けた調査を行いまして、この実施方針を公表することによって、そこから民間事業者とのヒアリング等が開始をされてまいります。民間事業者とのサウンディングを含めて、その結果を受けて、リスク分担でございますとか、契約書などの作成に向けた調査を実施をする中で、募集要項の作成に向けた調査等を予定をしているものでございます。来年度でございますが、この調査結果を受けまして、特定事業の選定を行って、その段階で事業可否の判断を行うということにしておりまして、議会に対しましては、この節目節目におきまして、御相談申し上げながら、この事業は慎重に進めていかなければならないという認識をさせていただきます。早ければ、令和3年度に事業者の選定が行われて、設計作業に入っていくというスケジュール感を持っております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○松田委員長＝以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

大崎稔さん。

○大崎（稔）委員＝プロジェクト推進室長にお尋ねをします。

予算書の9ページ、先ほど説明ございましたが、500メートルカーブレーン整備工事費でございます。この財源についてと、台風等、風とか潮の影響を受けるようにも思うわけですが、一旦レーンを整備すれば、よっぽどのことがない限り、例えば修繕の必要はないのかという懸念がございます。そのことと、もう一点、いわゆる特殊な作業でありますので、恐らくそのお願いをする業者さんというのは限られてくるのかなとも思うわけですが、そこら辺のめどについての説明をお願いいた

します。

○松田委員長＝プロジェクト推進室長。

○奥田プロジェクト推進室長＝まず、財源についてのお尋ねでございましたが、財源につきましては、この補正予算書の7ページの市債、東京オリ・パラ合宿誘致関連事業債2,000万円としていまして、これは辺地債を今のところはあてておりますが、国の地方創生推進交付金の新たな募集ができましたので、それにも現在応募しておりますので、それに採択されれば、財源更正を行ってまいりたいという考え方でございます。

それから、その補修等の問題はないのかという御質問でございますが、現在1,000メートルのレーンを張っています。これについても、いわゆる毎年毎年の維持管理費、こうしたものは今のところ発生をしておりませんし、それから、その件に関しても、例えばブイ等へフジツボがついたりするようなことが発生してまいります。それに関しましては、高知県カヌー協会と話し合いを持ちまして、定期的に年何回かそのフジツボなどを除去して、維持管理をして、大事に使っていこうというふうな話し合いもしておりますので、500メートルレーンを整備した後においても、そういう形でカヌー協会との間で、お互いが協力して、そういう補修をしていこうという考え方でございます。

○松田委員長＝大崎稔さん。

○大崎（稔）委員＝もう一点、工事をお願いする業者さんについての説明をお願いしたいと思います。

○松田委員長＝プロジェクト推進室長。

○奥田プロジェクト推進室長＝済みません。ぬかっておりました。このような整備工事に関しましては、予算成立後に国の交付金の動向等がございますが、プロポーザルによる業者選定というものを考えております。いわゆるおっしゃられるように特殊な工事でございますから、プロポーザル方式によって実施したいというふうに考えておまして、このプロポーザルの方式も先ほどの高台整備と同じ手法で、いわゆる須崎市はこれから500メートルレーンを整備したいですよということを公表して、いろんな業者とサウンディングといたしますか、ヒアリングを行って、最終的に募集要項をつくって、それに基づいたプロポーザルを実施するというふうな形にしたいと思って、考えられるのは、例えばその地元の業者の活用でございますとか、そういったことにつきましても、この募集要項の中に盛り込んでいけるかどうかみたいなのところも、その業者のヒアリングの中で話をしながら進めてまいりたいというふうに考えています。

以上です。

○松田委員長＝豊島さん。

○豊島委員＝その500メートルのことですが、以前私たちに配付をされましたこの

資料を見ていると、カヌーコースの整備が既にあります1,000メートルと500メートルの9レーンが位置的に共通というふうに図面ではなっているわけですが、場所はどんなふうになるんですかね。具体的に言ったら並ばすんですかね。

○松田委員長＝プロジェクト推進室長。

○奥田プロジェクト推進室長＝済みません。説明がぬかりましたが、現在1,000メートルのレーンはシーパーク大島の、いわゆる大島海岸の前に1,000メートルを設置してございます。今度やる500メートルというのは、坂内のカヌー艇庫前、今そこへ簡易の4レーンのものがございますが、それでは非常に練習あるいは大会の開催等で不便をしておりますので、今回500メートルのレーンを張るのは、坂内のカヌー場ということになりまして、その500メートルのレーンと1,000メートルのレーンが1.5キロぐらい離れているということになります。

以上です。

○松田委員長＝豊島さん。

○豊島委員＝それは、まあ言えば、1,000メートルは使えないということですよ。要するに、別個に500メートルと。1,000メートルあったら500メートルいくんじゃないかと思うんですけど、そうはならないということですか。いろんな後々のそのオリンピックに備えての条件整備をするということでは、当然別個で整備しないといけないということですが、日ごろ使うには、子供たちが使うということですし、ある意味どちらを使ってもいいということになってまいりますかしら。

○松田委員長＝プロジェクト推進室長。

○奥田プロジェクト推進室長＝少し御説明をちょっと長くさせていただきますがお許しいただいて。まず、1,000メートルのレーンを張った目的でございますが、これは、東京オリンピック・パラリンピックの海外選手の招聘のために、オリンピックの合宿地においては、その1,000メートルの4レーンが必要だという国際基準があったものですから、それを整備をいたしました。国際大会は、200メートル、500メートル、1,000メートルという大会の種類がございまして、国内の大会では、大学生が1,000メートルの競技があると聞いております。1,000メートルに関しては、いわゆる海外選手の練習場、あるいは国内の大学生の練習場。もちろん高校生、大学生が1,000メートルのコースで練習をする場合も当然ございます。

この1,000メートルのカヌーの東京オリンピックの後の活用についてでございますが、私どもこのように考えております。一昨日、東京の海の森のカヌー場が完成しました。私どもこれまでずっとその海の森のカヌー場、あるいはボート場を一時的に整備をすることではなくて、恒久整備をしてほしいと。非常にお金もかかりますが、そういうことをしてもらいたいと。私どもがいわゆる国際大会が東京で

開催されることによって、海外選手が東京へ来る。その場合の事前キャンプ地としていきたいと。うちを活用してくださいというような話とか。そういうことになれば国内の大学のキャンプ地としても活用できるということで、そういうことを目的にオリンピック後もそういう形でどんどん活用してまいりたいという考え方を持ってございます。

一方、500メートルに関しては、日ごろのトレーニング、それからトレーニング場と新艇庫の整備もいただきましたので、それと合わせて500メートルの整備をしますと、やはり高校生・大学生のキャンプの数もふえてまいりましょうし、将来私どもは、カヌーのまちすさきを目指しておりますことから、やはりその国内の小学生の大会、あるいは中学生の大会を開催することによって、全国から子供たちが集まる。そこで、子供たちがその大会を見る。さらに、その競技力が高まっていくというふうなことを描いておまして、それぞれ役割が違うし、共通のものもございりますが、そういうことで今後とも活用してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○松田委員長＝豊島さん。

○豊島委員＝高台のことですけど、高台については一般質問もいたしました。今後ですよね。いろいろと市民や事業者の方に問うてきたと。アンケートとかいろいろと調査をしてきたという中ですけども、事業者の方には問われているようですけども、多くの市民の方に問われているのかなというのが、ちょっとそこわからないところがありますが、一旦その高台を整備したときにですよね。ここから先、どこが高台を整備するか、どういうふうな手法で整備するかっていうふうなことが、今回、官民連携でやっていきたいということのようですけども、その後々の販売とかいうふうなことになると、高台を整備されますよね。販売とかいうことになると、ちょっとどういうふうになるのかなというのが一点と。

それともう一つ、製造業者にも希望があるというふうなことを言われましたけれども、その工業団地として、県なんかいろいろと整備をしているわけですけども、今のその一帯の広さをこの間示されたわけですが、その中に工業団地的な部分も入れるというふうなことを、今考えておられるのか。そのあたりをちょっとよろしく。

○松田委員長＝プロジェクト推進室長。

○奥田プロジェクト推進室長＝まず、工業団地としての考え方でございますが、県の補助事業で5ヘクタール以上の工業団地を整備するための補助事業があるというふうなことがございますが、今回のその高台整備に関しましては、いわゆるその製造業者の今希望があるというのは1社でございます、私どもが把握をしてるのは。その高台整備を行うことによって、出る土砂で谷を埋めて、いわゆる製造業者の用地

を確保しようということを考えておりました、今調査事業でやっている分は、その工業用地ということではなくて、いわゆる住宅地、病院とか公共施設とかを含めて、それが約20ヘクタールぐらいのものだというふうになってございます。今後の調査によって、製造業とか工業系の方が希望されることがあって需要があれば、そういったことも考えられますけど、今のところのプランはそういう事業でございます。

もう一点、販売はどうするのかという話でございますが、まさにこれからその事業のスキームをどうつくっていくのかということで違ってくと思います。例えば、市が土地を買って、民間事業者に整備をしてもらって、その土地を民間事業者に販売してもらうのか。その土地を、例えば民間事業者に貸すとか。それから、公園も整備をしてはどうかという、そういう報告でございますので、その公園でありますと、例えば運営管理みたいなものも出てまいります。例えば、それをPFIでやるとかいうふうなことを、これから事業費のことも含めて、詳細な調査を図っていくとするのが、今回の調査でございますから、そのことに関しても、こうだということは今の段階では言えるものはございません。

○松田委員長＝豊島さん。

○豊島委員＝それゆえにですよね。だから、一般質問で触れたように、もう少し、実は高台っていうのが、大きいお金もかかるけれども、やっぱり須崎市でもやっていかんといかんじゃないかよというようなことで、もうちょっと市民に、もう少し広い範囲で議論をして、そういう場を一定つくって行って、例えば宅地ができますと、宅地へ移る場合にお金も要るわけですからね。そこら辺なんかについても、例えば、いや、私はいい機会だわ。そこへ行こう。というふうな思いがあれば、最低こんなものは欲しいよねみたいな。お店はできるのとか、上がる道はとても急になるのとか、いろんなこと考えられると思うんですが、だから、仕上がったその高台を販売しやすいようにいろんな意見を聞きながら、広くやっていく。今のところは製造業者が1社かもしれないけれども、それなんかについても入る余地はありますよと、お宅もゆっくり考えてみてくださいみたいなことの、何ていうかそういうオープンな場での議論っていうふうなことも、非常に私は重要になってくるんじゃないかなというふうなことにも思います。議員だけじゃなくってね。いろんな機会に市民の皆さん方に、市民の皆さん方に大きくかかわってくる問題ですからね。

○松田委員長＝プロジェクト推進室長。

○奥田プロジェクト推進室長＝御指摘いただきましてありがとうございました。平成30年度に行った調査報告書の中にも、先ほど豊島議員がおっしゃられたように、こう記載しております。この事業は、長期間に及ぶ大規模な事業のため、財政的課題を念頭に、庁内推進体制の構築、そして、市民との丁寧な合意形成、プロセスをいかに構築するか。これが大事だよというふうに指摘をされておりますので、私もそのことを念頭に、これからその将来の販売みたいなどころにもかかわってくる

ことなんで、こうした指摘もあっておりますので、そうしたことを念頭に置いて、鋭意努力をしてまいりたいというふうに認識をしております。よろしく願います。

○松田委員長＝豊島委員。

○豊島委員＝重ねてになりますけれども、ある意味その建設業者の皆さん方、市内のね。ちょっと頑張って仕事をしていただくチャンスは来るということにもなっていますけれども、今、須崎市が公共工事を発注するというふうなやり方で、今度官民連携を導入した事業になったときにいけるかどうか。ある意味、大きな業者の下請に入るということと、須崎市が直接発注すると、こういうことは形が変わってくるわけですから、そこらへんも理解をしていただいて、市内の事業者の方たちが、そういうことが、自分たちが納得いく形で事業に携われるっていうふうなことも一緒にですよね。手法というのは、そういうところもかかわってくるわけですから、それでも一つの仕事の機会にはなってくるだろうと、ぜひそうしてもらいたいというような位置づけでやっていく必要があるのではないかなというふうに思います。

しかし、同時に、今建設業界の皆さん方もほんとに人手不足で大変をされているわけですから、しかし、今後災害があったときに、建設業者の皆さん方には、それは頼らざるを得ない事態というものは、なってくるわけですし、そういった事業者の皆様方に今の困難な具体的な状況なんかについても、懇談を重ねることによって、何をせんといかんかと、市としてね。直接ではないかもしれないけれども、いろんな形で事業を継承していただくっていうふうなことで、私はほんとに今こそ、その建設業者の皆さん方の意見を細かくお聞きしていくっていうふうなことが、そして、今回高台についてどうお考えですかっていうふうなことなんかについて議論していくということが、とても大事だというふうに思っていますので、またその辺をよろしくお願ひしたいと思います。

○松田委員長＝プロジェクト推進室長。

○奥田プロジェクト推進室長＝この高台整備の目的に関しましては、るる説明を申し上げましたが、その中で、私は先ほど豊島議員がおっしゃられたように、大きなプロジェクトになりますけれども、市内事業者にぜひ参画いただいて、市内事業者の育成みたいなものも、この事業の中では一つの大きなテーマとして臨んでいきたいというふうに考えているところがございますので、御指摘の点はこれからの作業の中で議論してまいりたいというふうに考えてございます。

それと一点だけごめんなさい。説明がぬかりましたが、この財源についてでございます。この補正予算書6ページの歳入の第15款国庫支出金第2項国庫補助金第1目総務費国庫補助金の、先導的官民連携支援事業費補助金1,958万円。これを予定をしております。全額国費をあてようというふうに予定をしておるものがございますが、実はこれ今、この事業が2次募集を国で行ってしまして、その事業に

今現在手を挙げる準備をしております、国交省と作業中であるということを御報告申し上げたいと思います。

以上です。

○松田委員長＝ほかに御質問ありませんか。

豊島委員。

○豊島委員＝そしたら、それを外れたら年度を越しますか。

○松田委員長＝プロジェクト推進室長。

○奥田プロジェクト推進室長＝その事業が採択にならなければ、改めて議会で御提案を申し上げたいというふうに思っております。

○松田委員長＝ほかにありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○松田委員長＝ないので、採決いたします。

豊島委員。

○豊島委員＝採決に入るわけですが、私たちは、その海洋スポーツパーク構想全体に今まで反対をしてきたわけですが、この高台のことはよしとしますが、この2,000万円に関しての部分が入っていますから、予算には賛成できないということになります。

○松田委員長＝反対意見がありますので、挙手により採決をいたしたいと思います。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○松田委員長＝挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○松田委員長＝ここで休憩しまして、11時5分から再開をさせていただきます。

午前10時53分 休憩

午前11時05分 再開

○松田委員長＝休憩前に引き続き、会議を開きます。

今回受理しました陳情の審査に入ります。

既に、陳情文書表をお配りしておりますので、各陳情書の朗読は省略させていただきます。

陳情第6号 日米地位協定の抜本改定を求める意見書の陳情書

○松田委員長＝陳情第6号日米地位協定の抜本改定を求める意見書の陳情書を議題といたします。

委員の皆様のお伺いいたします。

大崎宏明さん。

○大崎（宏）委員＝私は、この陳情はもう陳情者の思いを酌んで、私はこの陳情を賛成します。

○松田委員長＝ほかに御意見ないですか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○松田委員長＝ないので、採決をいたします。

本陳情を採択とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松田委員長＝御異議なしと認めます。よって、本陳情は採択をすべきものと決しました。

なお、意見書議案の提出について、委員長が提出者、委員が賛成者となって提出すること及び意見書案は委員長に一任させていただくことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松田委員長＝御異議なしと認めます。よって、そのようにさせていただきます。

陳情第7号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書

○松田委員長＝続きまして、陳情第7号「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書を議題といたします。

委員の皆様のお伺いいたします。

豊島さん。

○豊島委員＝私は、この陳情項目の5つの項目を具体的に書いていますけれども、これを見ても、特に問題ないというか、今この意見書を上げる必要があるというふうに思っています。採択をすべきと思います。

○松田委員長＝ほかにございませんか。

吉野さん。

○吉野委員＝私は、5円、10円でやっぱりしのぎを削っている業種とか業者間でこういうことをしてしまえば、廃業に追い込まれたりとか、結局働きたいのに働ける場がなくなってしまうような状態が考えられますので、反対いたします。

○松田委員長＝豊島委員。

○豊島委員＝今の吉野さん、心配されているけれども、何も国が支援策をせずに最低賃金を上げるといふふうなことになる、業者の皆さん方も、地方の零細業者の皆さん方もそれは大変だと思うけれども、その財源を保障してといふふうなことが書かれているわけで、それを書いているので、例えば陳情項目の3つ目ですよね。政府は、中小企業に支援策を拡充することといふふうなことが書かれているので、ここはこの陳情は問題ないのではないか、私は理解するところなんですけれども。

○松田委員長＝吉野委員。

○吉野委員＝その支援策なんですけど、補助とか、この最低賃金を上げることによって利益が少なくなる分を補助とか援助というふうな形で政府がやるようになったとしても、その私も何回か補助とか、いろいろ申請書を書いたことがあるんですけど、なかなかほんとに暇と誰かに手伝ってもらわんと、まず、5円、10円しのぎを削ってやってる業者の会社の方がやるのはちょっと難しい。申請すること自体が難しいような状況であると思いますので、一概にそれは言えないと思います。

○松田委員長＝ほかに御意見はありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○松田委員長＝それでは、意見が分かれたところがございますので、挙手によって採決をしたいと思います。本陳情を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○松田委員長＝挙手多数でございます。よって、本陳情は採択すべきものと決しました。

暫時の間、休憩します。

午前11時10分 休憩

午前11時13分 再開

○松田委員長＝休憩前に引き続き、会議を開きます。

〔「ちょっと待って」と呼ぶ者あり〕

○松田委員長＝暫時の間、休憩します。

午前11時13分 休憩

午前11時15分 再開

○松田委員長＝休憩前に引き続き、会議を開きます。

なお、意見書議案の提出について、委員長が提出者、委員が賛成者となって提出すること及び意見書案は委員長に一任させていただくことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松田委員長＝御異議なしと認めます。よって、そのようにさせていただきます。

陳情第11号 「地方財政の充実・強化を求める意見書」採択を求める陳情

○松田委員長＝続きまして、陳情第11号「地方財政の充実・強化を求める意見書」採択を求める陳情について議題といたします。

委員の皆様のお伺いします。

大崎宏明さん。

○大崎（宏）委員＝我々地方議会としても、この陳情書は採択すべきと思います。

○松田委員長＝ほかに御意見ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○松田委員長＝ないようですので、採決をいたします。

本陳情を採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松田委員長＝御異議なしと認めます。よって、本陳情は採択すべきものと決しました。

なお、意見書議案の提出について、委員長が提出者、委員が賛成者となって提出すること及び意見書案は委員長に一任させていただくことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松田委員長＝御異議なしと認めます。よって、そのようにさせていただきます。

陳情第12号 「脱原発社会の実現を求める意見書」採択を求める陳情

○松田委員長＝続きまして、陳情第12号「脱原発社会の実現を求める意見書」採択を求める陳情を議題といたします。

委員の皆様のお伺いいたします。

高橋さん。

○高橋委員＝私は、再稼働の断念についてなんですけど、時間をかけて徐々になくしていくことが現実的であると考えますので不採択といたします。

私からは以上です。

○松田委員長＝ほかにありませんか。

〔「採択と言われたの」と呼ぶ者あり〕

○松田委員長＝いえ、不採択。

豊島さん。

○豊島委員＝これは、私は採択をして、意見書を国に向けて上げる必要があるというふうに思っています。高橋委員が言われた意味が、ちょっと私もわかりづらいのですけれども、陳情項目のところは、国会で原発ゼロ基本法案の審議を行うことですよ。審議がされていないからというふうなことで。それと、もう一つは、再生可能エネルギーを促進するため、国の政策を抜本的に見直すことというようなことであるわけで、その中身については、基本としてはその原発ゼロの基本法案というものが衆議院に提出をされておいて、その中身については法をつくってから5年以内に原発の廃止決定や、再生可能エネルギーを30年までに40%に拡大して云々と、こういうふうになっているわけですが、これを審議をするということであるわけですし、要するに脱原発の方向に行かんといかん。福島の問題なんかについても、世界の国々に対しても非常に指摘もされているわけですし、そういう方向に議論を始めるといふことを求める陳情ですから、これは採択しても、特に何か不都合もないようにも思いますし、むしろ採択をしなければならないというふうに私は思います。

○松田委員長＝ほかに御意見はありませんか。

大崎稔さん。

○大崎（稔）委員＝陳情理由及び陳情の項目等、私自身は原発再稼働についても反対でございますので、願意妥当と認め、この陳情は採択すべきものと考えております。

○松田委員長＝ほかに御意見ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○松田委員長＝意見が分かれていますので、挙手により採決をいたします。本陳情を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○松田委員長＝挙手多数でございます。よって、本陳情は採択すべきものと決しました。

なお、意見書議案の提出について、委員長が提出者、委員が賛成者となって提出すること及び意見書案は委員長に一任させていただくことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松田委員長＝御異議なしと認めます。よって、そのようにさせていただきます。

以上、当委員会で審議すべき議案は終了いたしました。ほかに何かありませんでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○松田委員長＝ないようですので、以上で総務委員会を散会いたします。

~~~~~

○午前11時20分 散会